049.1
Ka479

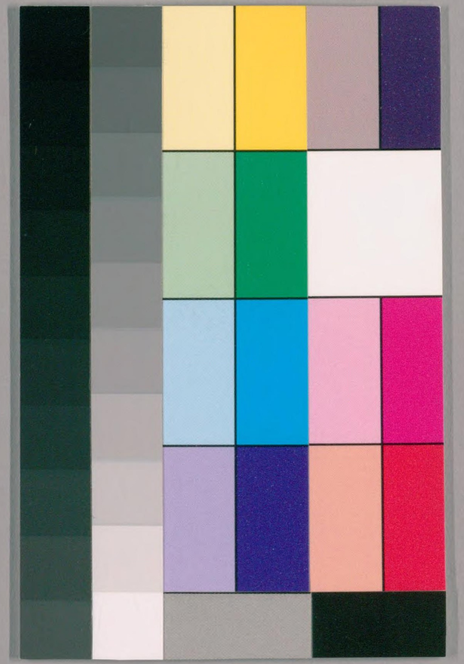

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479

ガラス使用

環齋記聞

目録

一 町人脇差帯ぶる事の事
一 芝車町半町始り英半の数價の事
一 本石町時之鐘由来の事并西丸
　 御鐘お借ら事
一 江戸三芝居土藏作普請の事并下
　 桟敷預御少届の事
一 猿若勘三郎禁裏へ法藝相勤ける
一 村山又三郎市村羽左衛門相續の事
一 羽左衛門 澁城へ法藝相勤ける
一 森田勘弥坂東又九郎へ事
一 いろは伝内小芝居の事

国立国会図書館蔵書
国立国会 26.2.-1 図書館
224012

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

一 所司代遊女屋の由来并廓出来年中
遊女屋数等の事
一 遊女屋一ヶ所より役銀出る事
一 庄司甚右衛門より仰渡されの事
一 吉原町触れ文言の事
一 町触年行司より検使与力名前出の事
一 両国橋新大橋町々行立配り致す事
一 両国橋普請出来并出入因縁始の事 元禄年中保年中法橋寂庵の事
一 新大橋始之出来普請を仰出る并
出役之流作禁義の事
一 永代橋新大橋之外より仰出る事
一 永代橋之外より最寄町々へ割当
并出る事

一 永代橋往来の者より渡し銭之儀
預出る事
一 江戸市中(きょうちゅう)を起本并揚屋座敷親類
仰付る事

大川先陣の事

一 同年大火之節石出帯刀囚人追放す
一 帯刀支配の同心江普請金之事
一 帯刀居宅普請形之事
一 帯刀邸焼の度し金(うんぎん)之事
一 [illegible]

石出吉深の北割之儀仰付らるゝ事

一 保年中町人数之事
一 浅草二拾三町屋の事
一 市中俗に境界之石標の事

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

一 [illegible]寛方三十三間堂勘金の事

一 車善七中納のこと并ニ[illegible]より江用向お勤多き次第のこと

一 車野丹波ち父子始終のこと

一 非人頭松右衛門事、并同人抱酒のこと

一 弾左衛門中納并頼朝公淸利ぬのこと

一 禁裏淸右蘭差上ること

一 関東淸入国ニ付弾左衛門淸迎ニ出たること并上州下仁田村馬左衛門淸祢宿のこと

一 淸入国ニ付猪引ニ成ること

一 弾左衛門帯刀のこと

一 同人下の女淸関所通ること

一 淸仕官ニ付一切江用勤ること

一 畠田義松の跡お会のこと并弾左衛門先祖書附のこと

一 頼朝公淸来下の事

一 小栗家ニ臣石寒下野ニ而打死ニ付下ニ状のこと

一 甲州淸新大吹命下ニ状のこと

一 皮江用并ニ伝馬ニ付文のこと

一 同人ニ奥平義信ニ御合状遣すこと

一 京良ニ而弾左衛門岡田又左衛門ニ而解状のこと

一 弾左衛門淸毎年ニ帯刀ニ付免のこと

一 日蓮上人ニ而筆ニ法花経両村のこと

一 淸上洛の節勤方のこと

一 猪引上洛淸村廻ニ而領のこと

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479

ガラス使用

一 神祖日光御宮造立ニ付縣ニ而
作背打ノ事

一 稽古被仰付候ニ付諸ノ
時宇原治合戦水野孫吉康忠歓ノ
首十二級討取且大久保甚五郎ヲ
図録吉三四郎と改名ノ事并黄金ヲ
授ケラル

一 拵損ジ候ニ付
一 一里塚築ク事

一 京呉服市右衛門中絶ノ事

環斎記聞

町人脇差ヲ帯ル決ノ事

享保年中有徳院様御代町人服装ヲ指
(吉宗)
来リシヲ初メトハ尋ナリケル
戸田山城ヲ屋敷評定所ニ上意ノ趣
伺合ラレ出面ノ外他人ヘハ不記
町人ヲ服装ヲ指ル等ノ趣ノ御
ヨリ指出ヲ定ムル事又ハ行ノ者
列ヲ乱ス等ノ儀ハ其ノ場ニ於テ
日中裁許ニ及ベシ今日初テ
御ヲ以テ式日寄合ニ御沙汰ニ付
渋懐ニ可ヲ指ニ以上

享保五年六月廿日

右御書付評定所ニ於テ小倉ニ附ヲ受ケ町

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

奉行大岡越前守殿中山出雲守殿へ
申聞ける即日町年寄掛屋敷右書つゝを
大岡殿へ出ル石法即ち差ら仰渡候係
ら上申ゟ申渡ら掛ける筈右書つゝ旧
記を調へ古格を考へ書付を以〳〵
両法奉行か一通ハ戸田山城守殿一通ハ加納
遠江守殿へら差上ゟ事ゟうゟ

覧

町人服差指ハ差ゟ指の恰好のゟうゟ
指ゟ事ゟ法定ゟ出ゟ古来ゟ伺ゟ
ゟ事ゟも差ゟ勝手次第指〳〵ゟ
煙草差ハ差ゟ内ハ大〳〵指不申筈中
ゟ外へ出ル差指ゟ事ゟ法ゟ

○脇差寸法ら俄正保二年ゟ七月一尺八寸

より長く仕ゟ筈ゟら仰渡ゟ法ゟ
仰渡ゟ事ゟ
ゟへハゟそ法觸書ゟ差出ゟ寸
法ゟ筈ハ町人ゟ今ハ差通りおゟ
○先年ゟ事ゟ常〳〵町人刀ハ指不申ゟ
旅立ゟ事婚礼葬礼ゟの差ゟ刀さ
ゟ中ゟ仰ゟ五十三年ゟ前寛文八申三
月町人刀ゟ法停止ゟ後ハ指不申
ゟも旅立出ゟ事ゟの差ハ指別ゟ事ゟ
同年同月刀法ゟ通ゟ
同年同月刀法ゟ通ゟ
ゟ旅立ゟ事ゟ節刀ゟ事ゟ
ゟ天和三年ゟの十月御停止ゟ
右同年同月法ゟ通ゟ町人刀指ゟ法
ゟら仰渡ゟ法ゟ
差石連ゟ若党ゟ事ゟ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

○町年寄奥村町人共刀指来り又者
驚もさる事也と云々二十八年ほど有て天和三
年亥二月に扶持ら町人町年寄とも
皆刀指ル事ハ停止ル相成今ハ武
士ハ云に及ハず
ても座ハ以上

享保元年　申　中山出雲守
子六月廿四日　大岡越前守

芝車町同牛町と云事
所
牛の数巻　價(あきない)ほの多

○享保六丑の七月善光寺有馬兵庫
頭屋敷町奉行中山出雲守屋敷へ招(まね)き
ありて芝車町牛町と云ハ尋(たづね)ら依て
おもふ屋言上ら云ハ書面左ら通り

○芝車町ら凡八十六年ほど寛永十
二子年市ヶ谷牛込二ヶ所土橋石垣ふ
御普請ら付京都ら牛車(くるま)参りハ
屋敷牛車(くるま)参ハ小屋掛ハ無(なく)候ふ
行抔ハ徒馬ふ屋敷ら相限ハ(かぎ)ず市ヶ谷
八幡あら麹町四町飯の場あら作右ハ
御用仕廻(しまい)次第ふ帰(かえ)ル事ハ商
地ふ於て屋敷ら下ル前ふ届(とど)ル
上ふ而ふ作右ハ定(さだめ)ず石出屋敷
ふ頼ハ(たの)ら作右ハふ今の牛所ふ
上ルハ八十六年ほど以前ふ
亮屋敷ふ牛出ス屋敷神尾備前ふ屋
敷倉石見ふ屋敷根源ふ藤ノ屋敷庄
田小左衛ノ屋敷ふ参源ふ屋敷(やしき)ふ
車町四町ふ不相領ら作右ハ卯年ら

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

未年まで五年寺社を初め配来年ハ
寅年まで伊奈半十郎支配六十年
ハお寅年より町奉行支配ニ相成ヘシ
○牛数二百疋程ハ信濃越後
より毎年夏の内四五十以上の牛ひきを
集め相延ベ相求めハ安ク
ハ信州海の賀手村黒川六村五ヶ州
猿ヶ京の者より牛の長四尺よ
四尺五寸まで不残牛ニ候
中ハ男牛ニて此牛ハ女牛ニ牛ニ
ニ五七ハ五六年程使ひ
後ハ駿州ヘ西町ニ外ニ
ニ候ハ牛ニ
ニ候ハ牛ニ

○播磨丹波より
京都筋へ
ニ

享保六丑年七月　中山出雲守
　　大岡越前守
幸石町時の建ニ由来
西丸御建物ニ
ニ
享保十年六月ニ大岡越前守
幸石町建物ニ
を相勤ニ由来ニ
御行ニ
本石町二丁目ニ建物ニ
私ニ代ニ
奥福寺ニ

権現様ニ州ニ

陸奥嘉修之祖右遠宗ま献上仕る大久保相模守ま初め陸奥の上ノ国松前へ造り花献上仕い陸奥の上ノ国松前へ何ても段ニて御座ニ大久保相模守様ニ而作法ハ依て時ニ大敷致勤候事ニ上ノ国ニ而ハ六尺四方お箱ニ入

○台徳院様御代慶長十二申ノ年ニ作右衛門親ハ清右衛門ニ家督ニ相渡ス慶長十九寅ノ年ニ大久保相模守様御代ニ而陸奥守様ニ御用ニ而度々御下向上ノ国ニ而ハ花ニ而ハ貢ニ相遣ス

清右衛門ニ作右衛門ニ家督ニ相渡ス慶長十九寅ノ年ニ大久保相模守様御代ニ而陸奥守様ニ御用ニ而度々御下向上ノ国ニ而ハ花ニ而ハ貢ニ相遣ス

上ノ国ニ而ハ又年年厳有院様御代慶安元子年ニ作右衛門親ハ清右衛門ニ家督ニ相渡ス慶安元子年ニ作右衛門ニ而ハ又ハ西ハ九州陸奥ニ而ハ花ニ而ハ貢ニ相遣ス

慶安元子年陸奥守様ニ作右衛門

陣幸行和介ヶ仰付ケラレ候役人申渡
候趣ヲ以テ拙者仮陣場ヲ設ケ吉栄ヲ拙者
ヨリノ御届書ヲ内ト申ス者ヲ仰付ケ糸家
ヘ達ス処ニ火除ノ為ト拙者屋敷裏手
弐十間四方ノ畠ト明地ヲ仰付ケラレ
両内ヨリ陣場ヲ藏作ヲ元除十三夜ヨリ
七月伊田越前守ヨリ申渡ニ郷村ノ
○陣場ニケ崎ヨリ南ノ方ニ陣ヲ申ス
十月松野吉次ヨリ拙者仰付ケラレ
ケラルヽヨリ陣ヲ仰付ケ

○寛永之戌年拙者ヨリ立ル町内小
側地屋ヘ敷道ヨリ拙ヨリ玄関
所端迄ヲ敷ヲ敷ル仰付ケラレ
地ノ去ヲ拙者ヨリ糸ニ申渡ス

代地ヲ為仰付ケラレ
余裏行十九ヲ二尺ヲ受陣場地ヲ
ヘ越ル云々陣場廻リ明地拙者ヨリ預
ケ新田年四月丹羽遠江守ヨリ新ル
四月廿ヲ内家合ヲ立ル敷ヲ遣ス仰付ケ

○陣役銭ヲ我先規ヨリ定ル古来家指
株一軒ヲ壱ヶ月永楽一文ヲ宛ル
ヲ四文ヲ十二月ヲ四拾八文完済ヲ
○陣役銭ヲ町大町小町ヘ割ヲ
数合ヲ四百拾町ヲ

享保十七年六月　陣役　辻源七

越前守様ヨリ被見有ル源七ヲ
由依ヲ以テ無掛ル陣役ヲ辞
意ヲ述ベ一ヶ条ヲ有之ヲ

為の祝ひ、ん事へ〳〵と京屋市右衛門
へ命ぜられ、それを市右衛門則ち右を
西てまて一年所持更屋人より書付を
差出すこと左の如し

覽

○本石町の鐘往古より有之候処、慶長元年
八撞川通中の橋向へ鐘楼建立被
相命候処、五十年以来本石町引拂
より御公儀鐘役中絶仕候ニ付、
人他へ売渡し候ニ付、其節之
記不相方ニ而ハ年限元禄元年
辰二月本所ニ新たに建立ニ付武家様方
寺社町方ニ而ハ鐘役を勤め
町方ニ而ハ小梁共房中様甲斐庄喜

弾正様ニ而ハ石川淡路守殿ニ而ハ右被
仰付候ニ付、依之時之鐘役ニ而
差役料として武家様方寺社
町方ニ而ハ間数ニ而ハ不ニ而ハ方有之候ニ付
間数ニ而ハ不ニ而ハ方有之候ニ付
本所ニ而ハ元禄五申年九月
ニ而ハ後之ニ而ハ帳面ニ而ハ付ニ而ハ武家様ニ而ハ
別寺社方町方ニ而ハ一新ニ而ハ三度宛
ニ而ハ庵ニ而ハ別符ニ而ハ之ニ而ハ評定ニ而ハ
ニ而ハ奉行様ニ而ハ連名ニ而ハ不ニ而ハ
下総守様ニ而ハ様ニ而ハ年ニ而ハ
永く云々急相勤ニ而ハ候ニ付ニ而ハ
文頂載仕候ニ而ハ

○鐘楼撞ニ而ハ橋ニ而ハ西南ニ而ハ橋川ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

小八幡御深井湯稲川通り東八天神
裏川通り六丁目通りまで南八深川元
佐賀町ゟ深川河岸南新六丁目通
より本所内は武家方並ニ杜町方共
ニ一夜ニ十棟宛家作急相
勤申候
〇時の将軍家斉公文化三丙寅稲荷川
通りお領仕切則表口町並ニ家作八百
軒余行始ニ而諸職人おゐて金
屋住仕舞左官ニ而も御普請建増請
成候ハヽ私ニ入用金を以仕事い
たし名ニ恥お遠慮仕候由
本所時雨庵主人
享保十巳年六月　日　　甚右衛門
　　長右衛門

右之通ニ而ハ諸色又々騰貴
ニ相成候ハヽ是ニ而ハ御普請
とのは沙汰ニて今以お続ニて業を
いたしみな
三芝居の跡ニ葺土葺作ニ而
桟敷ハ不申
〇徳若ハ芝居小屋ニ而皆普請
保度の年の春焼ましてこれまで度々
の火災ニ而ハ其元お普
お続ニ而ハ急ニ熱海ニ蔵作ニ仕立
ニ火災ニ而ハ少ニ而ハ金多ニ而ハ
ニ而下桟敷お新ニ而ハ
町奉行大岡越前守殿中山出雲守殿
江戸表ニ而ハ老中水野和泉守殿

伊豆あわ之内拝領仕り正月年四月十日
発ち通芝居下桟敷にて見物仕り候又
水野和泉守屋敷にて芝居座元中
結ち候越おき屋惣兵衛との仲よ
好(よしみ)にて京屋座市蔵つれ招(まね)かれて
ち候仕候ゆえ三座より左ち候
書上ル

○堺町猿若勘三郎陰(かげ)通地
ある芝居仕候ゆえ
○台徳院様御代寛永元甲子年二月
狭斜(きょうしゃ)の者共ゆえ別仕候仲
間ゆえ芝居仕候
○大猷院様御代寛永九壬申年伊
豆より安宅丸の御船(おふね)御通地(とおりち)に入ら

芸舎(げいしゃ)の衆を頂戴仕り船の先ゆえや
ち候(ちょうだい)吉沢(よしざわ)佐吉仕候ゆえ井筒(いづつ)監物(けんもつ)様ち候
ゆえより町法(ちょうほう)を行(おこな)い万(よろず)御礼ち
上ち候ゆえ今(いま)返代(へんだい)ち御勘(ごかん)定(じょう)ゆえ時(とき)は芝
居(しばい)禄宜町(ろくぎまち)ち仕候
禄宜町とは今の長谷川町の横丁ち
ち候ゆえよりかくいち候
○慶安四年卯年正月より四月までの
内陰城仕候ゆえ猿楽(さるがく)狂言(きょうげん)仕候間(まかり)六
百貫文(ろっぴゃくかんもん)余(よ)の地ち金入猿若(さるわか)衣装頂戴(ちょうだい)
仕候ゆえ大切ち候ゆえ芝居(しばい)堺
町ち仕候
○明暦三丁酉年正月十八日類焼仕候ゆえ
内五月京都ち登(のぼ)ち
内裏(だいり)様(さま)ち仕候ゆえ石ち持(もち)帰(かえ)ち連(つれ)帰(かえ)ち

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

大敵其儘着の狂言仕候而者　御褒
美抔は申上候二字姓名計も不申候而
衣装よし丸の内よりも根栄寄そめい
ほど今限りの落の拾物ゟ儘着の
儘来候段載仕同年九月御国地ゟ
より三十四年ゟ百大夫役相勤万治元
年死去仕候

抔二代目　　明石勘三郎

○拾弐年ゟ廿七年の百大
夫役相勤候ハ寛文元年ゟ延宝六年迄
寛文元年ゟ延宝六年迄

抔二代目　　明石勘三郎

○右ハ五ケ年ゟ百大夫役相勤候
抔四代目　　勘三郎

○右ハ延宝六年ゟ貞享元年迄七ケ年
ゟ百大夫役相勤候而中村伊九郎
抔五代目　　勘三郎
ゟ改ル

○貞享元子年ゟ元禄十四年迄十八
年ゟ百大夫元相勤申候
抔六代目　　勘三郎

○元禄十四巳年ゟ只今迄大夫役相勤
候ニ付元祖勘三郎ゟ只今迄慶数
百弐年茎形相続仕来候狂言ゟ外
古来ゟ仕来ゟ通猿狂言ゟ仕相勤
申候以上

享保十七年六月　　堺町狂言座
勘三郎

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

市村宇右衛門書上の写

座元　村山又三郎

○寛永十戌年二月歌舞妓芝居出来
申上候て堺町葺屋町ニ作り出
座　村山又三郎

○生国泉州堺ニ而若年より茶屋
女歌舞伎芝居興行仕候ニ付而
段々吉原へ歌舞妓芝居引取申上
相叶ひ堺ニ有候子共四六人生外郎の
狂言をやつし踊子ニ仕立候ニ付
交易歌舞妓芝居興行仕候ニ付
後私芝居ニ相成候ニ付又三郎
孫今小四郎私扶助仕候

○兼而元吉年号又三郎病死仕

堺ニ而村田九郎右衛門と申名代
市村四郎四郎作と名乗候て
右之芝居興行仕候ニ付而上方より踊子
数多呼下し候ニ付而諸国之
遊女共呼寄候ニ付而一番宛の
役を狂言を指へ候ニ付而近
隣右衛門と仕上方より踊子
湯帽子を取り女方を勤申候
て後堺ニ而市村四郎右衛門と申
き時分堺町葺屋町ニ而芝居
とも仕候て狂言芝居興行
寛永以後年数を重ね
猿狂言を指仕候ニ付而
前之ごとく狂言踊子
ニ仕候ニ付而私方を大芝居と
仕候ニ付而

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

ゟ呼ひ寄りける

○大猷院様　叢雲院様御代御客
御膳ニ出る所の百度ゝゝ同百貫ゟ之
被領仕又ハ御服頂戴仕候節ハ
老衆ゟの使番衆様方へ参ゟ申ゟ
兵出ゟ之ゟ御ゟ字ゟ賜ゟ候ハ
代ゟて参ゟ通ゟ申ゟ候ハ
○歌舞伎芝居根元村山又ゟ市
御免を請初る元ゟ出ゟ候ハ代
九十二年ゟ成ゟ候ハ市ゟ村ゟ字ゟ
ゟ代ゟ代ゟ行ゟ参ゟ名代を改め
ゟ候ハ
芝居の元祖ゟて候ハ

元祖　村山又ゟ市

一代目　村田九市ゟ賜ゟ
二代目　市村ゟ字ゟ賜ゟ
四代目　市村竹ゟ之ゟ
五代目　市村竹　松
六代目　市村長ゟ市
七代目　市村ゟ字ゟ賜ゟ
八代目　市村竹ゟ之ゟ

右ゟ通ニ候ハ以上

享保十丁巳年六月　　狂言元祖
竹ゟ之ゟ

森田勘弥ゟ出ゟ候ハ
○私芝居ゟ之ゟ年数ゟ候ハ方治之ゟ年
ゟり南己年ゟ之ゟ六ゟ年ゟ之ゟ候ハ
ゟ申ゟ木挽町五町同ゟ芝居ゟ之ゟ
私先祖坂東又ゟ市ゟ二男ゟ之ゟ候ハ

兵法養ふ仕森田勘弥と改称言ふ
仕ふ言ふ又九郎方へ参ふ兵法ふ学ふ免
相像ふ以後又七兵又次郎脾又吉へ
おやづ則勘弥ふ以今の又次郎ふて
ばかい仕候又脾痛おふ又九郎
鳥帽子児ふ仕狂言お指南仕勘弥ふ
よ継ふ別ふ今の勘弥ふ仕いふれも
五代ふ系ふ出ふ本所方へ又ふ伝情方へ又ふ伝書
ふ以ふ初ふ森田勘弥ふ先祖森田
又九郎ふお継ふ代ふ板ふ又ふかふ
元ふ勘弥ふの事

○木挽町ふ山田長ふ又ふ今ふ彩
芝居ふ名ふ始ふ慶安ふ頃ふ
ふ云ふ古大事ふ老女江ふ
ふふふ

密通ふ免同ふふ殺ふさるふ一出ふ
ふ終ふ事ふ覚ふて江ふ八月ふ初ふ
ふ極ふ頃ふ森ふ配所ふ着ふ年月ふ経て
除ふふふなく成ふ山田ふ又ふ
ふ慶ふ事ふふふ一家ふふ不通の
事ふ有ふて免ふ
ふふふふ

○三芝居ふ来歴ふ事ふて候又ふ
俗ふ狂言師ふ事ふ
岡越前ふ後ふ書上ふ写一左ふ通

橋町二丁目原ふ店
俗ふ

○右傳内儀六十年以前神田明神社地おゐて久三市と申放下師そのころ芝居仕候後堺町江引越傳内と名を改め小芝居仕候処ゟ堺町ゟ葺屋町江引越候ゟ又々芝居仕候

天正年中始立柳町と申は始孔ハ京都
の祇女町の名を取り用ひ初めしと
いふ大橋の内柳町と云ハ生玉の入口ふ
大木の柳或ハ生玉の名木の
内の柳町より初めて傾城屋ハ唯
南北東西の三筋四方ハ堀倉河岸の総地
屋ハ悉江戸繁昌と相殺者の除勤町より
引越申候柳町のけいせい屋ハ京都六条の
傾城町より引こし候ゆへ此外
伏見夫町ゟ良木辻子ゟ
ま引越申候

○慶長年中　法成法華法用ゟ
柳橋の協商ハ用地ゟ古ゟ
傾城屋をこと〳〵く元誓寺前へ引越ス

此時ハ芝橋次第ゟ相応ゟ屋敷替の
法沙汰ゟ有傾城屋ハ
故傾城町の場所ゟ生玉ゟ
ゟ法花寺ゟ
門ゟ未許ゟ上ハ越ハ京都大坂
その外法国の津湊ゟ繁昌ゟ場所
ゟ先規ゟ法花ゟ傾城町ゟて
所ゟ〳〵ハ始ゟ
好ゟ〳〵ゟ傾城町ゟ
故ゟ
ゟ町中ゟ
ゟ上ハ二ヶ条ゟ
二ヶ条ゟ覚

○抱女買抱ひ出ゟ
才ゟ

傾城屋に入込去居仕候ても依様屋ら
義八手寄よら金子たゞ貸いて儀日
も留置地を仕いて若き者遣よあとびき
添連て各々を引ゆきも皆悪女の不
届よりせいで是まで有きたれ不埒傾
城屋一所へ集め一日一夜ら外厳敷吟味
致さゝるべからざれて仕りる

○人を勾引かどわかし候ものを御仕置
制禁ら軽いきの両刑ら有ら所内は
おのそも公儀を不憚ら働仕ん者ハ困
窮ら者ら娘を売女ら有付黄金成共
の損毛者ら又ハ悪女を育立一ら
ら給金をとり渡世ら様ハ全く
実父母を欺きそうい不届去ら仕ざ

拙女屋ら有お預ら仁石抱いた者有ら
弥ら取及ひ依ら遊女屋一ら所ら集め申
いつら右等の役吟味仕治度ら存ら
上いら事

○近年世上静謐ら治りいといつも懐州
泰平ら物うも程ら有ら様ぞいと自然と
陳をうらひ悪事を企ら浪人の類て
ら屋敷ら有ら恐ら有ら悪人
八人目を忍び仕居をも不相定流浪
致ら立いら悪女屋の家八金銀をだら巻
いら様ぞいら者の出来吟味仕ら外も善ら
所数日留置ら様ぞいら族有ら方ら
の悪女屋ら有ら生ら様ぞいら外ら
当所ら不届仕出ら欠落仕いら者ぞ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

高名の屠不ようの好女なるよしそれ多かる
ゆゑ百日内よりかごにのりて出ることいく度と
なく冷笑のおそうとも容易にせず入ける故
幸松は此度頼ま通傾城屋一ヶ所よりも
作なりとて第一性者と見うけいで急
度許宅ゟ請出し法公候孫廣大之
慈悲を以て彼ら通ひ作右京亮ゟ
勤を仕合幸松は
右頼出しは寛永十七年の比ゟ作り
時ゟ町年行采女勤之時屋年多作
法を屋は列発そは作被ゟ返る
ら作右京作被されい
○元和三年三月の比ゟや作は右甚右
法つは右ゟ多彩ゟ通吉原一ヶ所ゟ作右

同時吉右衛門ゟ作被い
ゟ書付ゟ像ゟ写
○傾城町ゟ外傾城屋商売被べゟ
傾城町囲ゟ外何方ゟ宿ゟいたし
ゟ傾城ゟおいゟ向後一切停止
ゟべきゟ
○傾城買おびゟ一日一夜ゟ長留被
ゟ者ゟゟ
○傾城の衣類惣途金銀の指物ゟ
一切着ゟ者ゟ何ゟも紺屋ゟ
残用ゟゟ
○傾城屋町屋作ゟ普請方美麗ゟ
被べゟ町役ゟゟ江戸町ゟ格式ゟ
通ゟ者ゟゟ勤ゟゟ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

○武士商人幷の者は不限出府懸ら
うまた不審成ものは細かに書
所へ可仰渡事
右之通急度可相守者也
月日
○同時寄合惣而役者町奉行
勤方之通急度可申渡候 但有
来之外申渡候儀は不残
名を書きみがきとゝのひし古身大人
唐しの口言葉は振女房の
みゝにて、と呼ひ、男ハ敬方又振女
房とも云ひ
○寛永十一年の江撲山町と勾欄を門と
や悪党立て甚者共出入を

李行不致出府者と同名ニて陳
戴剣と云約束ニ而敵討之場ニ
出家者と陳名仕
出家ニ而敵討之場ニ
小西来ニ而天正十八年高野ニ而
十五年ニ而ハ函根ニ而越前町ニ而
云ふ者ハ皆ニ而ハ仕名仕
○醫師町ニ而ハ殿茅振出義ニ而
苅捨地形築立ル寺院ニ而
好事ニ而出家之家ニ而ハ出入吉原ニ而
歩ニ而ハ
元和三年ニ而地形普請ハ
寛永年間四年霊月中より初ル
一両ニ而ハ
江戸町

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

○右江戸町と名ずくる事ハ　慶一院
様御初而御開基傾城町江戸ゟ
おこさるゝ以前ハ此町ゟ客ゟ
御揚屋江戸町と名付其
後ハ揚屋ハ江戸町と名付
置候ニ付此町江揚屋
町と名付候事ニ候
旧訛町目

○右訛丁目ハ鎌倉ゟ
来候者ゟ此町へ移候ニ
付候
京町壱町目

○右京町ハ鍛冶町ゟ
引越候ニ付京都ゟ
来候ゟ京町と名付候
旧訛町目

○右ハ古地ニ繁昌有之京町開基
ゟ中ゟ上方ゟ来候ゟ此町江移
候ゟ多ク候ニ付一両年おくれ町造
候ゟ新町ゟ申候
角町

○右角町ハ京橋の角町ゟ傾城屋
十軒ゟ引越候ニ付角町と名
付候ニ候一寛永三年ゟ寅年中ゟ
町作ゟ出来候ゟ

○明暦二申年十月九日石害将監様ゟ
江戸御入ニ付京町ゟ年寄ゟ名
ゟ名代ニ差遣候ニ付御用有之
候ニ付
御奉行様ゟ御名代ゟ上ニ有之候
演舌ゟ候日本橋ゟ京ゟ内

而已そこなひ 作甘万勝ま次男彩出
享保ら作按ひ年罷寄年住居仕ひ
妻叶夜ま方江参ひ通ひ作難阻ま極ま
ゆきま上ひま比雪深ふひま日本
堤ま方ま参ひま石害将監次神尾
備前守様ら作按ひ叶ま引務難
済ま筆ま里ま楷列ま比意悪ま為ま
挙ひ比ま而ら下ま作ま難有ま物ま私
ら作按ひ

○是ま年ま引町四方の境ま代地ま八右割
場ま武丁ま三町ま恒ま与ま下ま作ま

○是ま是ま南買仕ま事ま自宅ま寝
畫夜商買仕ま私 法名ら作甘ま

○引料ま下ま金壱万五千両ま下ま作ま

但し小百ま百ま金拾四両ま

○町内中ま武百軒余の風呂屋侍
ま為ま相成ま

○山岸八右風呂屋ま繋洗女ま名甘
吉原町傾城ま抱女ま為ま一ま年ま
畫夜商買仕ま事ま止ま作甘ま

○出火ま時ま消ま町役ま下ま
○同年十二月廿七日浅草浄瑠璃町ま
寄ま出ま出金百両ま作ま

○引務ま後年三月ま廿日延ま
甘ま事甘ま通ら作甘ま

○同三百年正月十八日本石丸山本妙寺
ま出火ま江戸中類焼ま甘ま事ま
江戸ま石出ま大火ま甘ま事ま通ま

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

ら仰付らるゝ由小屋がけ後一商買之
仕舞ら仰渡ゆに依て小屋掛仕商買仕ゆ

○同四月石寄將監稲荷神尾伺ます稲
荷根源を持つ稲荷日本橋より程近き趣新
吉原場所の見ゆ有之ゆ

○同六月代地ゆ當用中引移ゆ仰付
家作普請中ゆ戸村山善助ゆ命ぜられて
借宅被ゆ商買勝手次第仕ゆ仰渡ゆ
尤家賃場所の広狭ゆ応じ家賃
ゆ段ゆ相對ゆ仕ゆ仰付ゆ依て六月廿六日
借宅ゆ引移ゆ商買仕ゆ八月初旬新吉原
普請出来ゆ引移ゆ商買仕

○日本橋より吉原大門ゆて弐丁有之
ゆ由ゆ弐丁ゆて大門の方ゆ

乃ゆ坂を衣紋坂ゆ申ゆ唱ゆ吉原一条ゆ
家中ゆ通ゆて衣紋をゆゆ縮ゆゆ名ゆ
ゆ事物縄張ゆ大門ゆ立ゆて迄
ゆ道ゆ付ゆゆ仰ゆ有ゆ
ゆ様ゆ三面ゆ作ゆゆ

○新吉原江戸町ゆて一丁目ゆ京町
ゆて一丁目ゆ角丁ゆ揚屋町ゆ元
吉原ゆ有ゆ町名ゆ生ゆ

揚屋町

○右揚屋町ゆ依ゆ元吉原ゆて此町ゆ名
ゆゆゆて五町中ゆて二軒ゆ揚屋ゆゆ
ゆ生ゆゆ仰ゆゆ吉原江揚ゆ揚屋ゆ
お茶ゆ有揚屋ゆ一ゆ軒ゆゆゆゆ
依ゆ揚屋町ゆゆ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

堺町

○右堺町ハ寛文八申年三月お姓名ずるし長八江戸堺ゟ茅屋貢女ハ金銀ざ仮者ゟ此者ゟ者ゟの家ゟ南古泉江渡ゟ淀ゟと云仕ゟる古仮ゟ所仮ゟ仕ゟ橋ゟ掛ゟ渡ゟ悪ゟ水ゟて ゟ先ゟ拓ゟ有古泉町へ回ゟ有ゟ故ゟ江戸町弐丁目ゟ有ゟ宅ゟ所宅ゟの分ゟ切ゟ家作仕ゟ宅ゟ故ゟ

伏見町

○右伏見町ゟ故ハ堺町ゟ古立ゟ北ゟ有ゟ回ゟ数ゟ新道ゟ作ゟゟ江戸町ゟ年ゟ参ゟも多ゟハ生国伏見ゟ此ゟ所ゟ拓古ゟの名ゟ有ゟ

○元吉原大門口ゟ有ゟ札ゟ古ゟ新吉原江引移ゟても回拓ゟ故ゟ元禄七戌年十月川口橋ゟ掛ゟる板能勢ゟ雲ゟ故ゟ此ゟ所ゟ古ゟ有ゟ札ゟ下ゟ北ゟ向ゟ立ゟ方ゟ通ゟ是ゟ

○此ゟ前ゟ制禁ゟ通江戸川ゟ端ゟ第拓女ゟ宅ゟ故ゟ古ゟ有ゟ番ゟ一所出ゟ有ゟ此ゟ所ゟの儀ゟ也ゟ

戌十一月

○何者ゟ以ゟ古ゟ家抱ゟ医ゟ寺院ゟ外一切ゟ無用ゟ可ゟ附ゟ旨ゟ長刀門内ゟ掛ゟ有ゟ

十一月　使検渉　大久保忠右衛門殿
　　中村長右衛門殿

○正徳元卯年七月十日ゟ此ゟ札ゟ建ゟ此ゟ文言ゟ覧

○前くより制禁のごとく江戸町と鶴と玉きそ抱女の歌像を以へうじ若遠犯の輩ハ
らざるを不ざる名主五人組ともに曲事たるべし
○医師ゟ差出候外何者ニよらず一切
毒用ゟべし殊ニ刀門内ニ堅く停止
可者也

五月　　永井肥前八郎左衛門尉
　　沙検使　　青柳美右衛門尉

○保田越前守検地ニ付而元禄十五年
辰二月十五日ニ本堤ニ而町方ニ代官
所ゟ仰渡候傍示杭ニ認候通ニ建ゟ下ハ北ハ
從北南ゟ方ニ本ハ町附
從是北沙代官所附

○右傍示杭打換ニ付享保三戊年六月
七日ニ而建替ゟ

沙検使　長府侯七郎左衛門尉
　　平野武左衛門尉

従是南方ニ本ハ馬踏ゟ
従是北方ニ本ハ馬踏ゟ
従是南ゟ方　馬踏　駒右衛門町附
従是北ゟ方馬踏ゟ
従是北方ニ本ハ馬踏ゟ
従是南方ニ本ハ馬踏ゟ

○日本堤ニ而傍示杭ニ而ハ
長凡ゟ三百八拾五間ニ而ハ
也ゟ四百間余ニ而ハ
ゟ水道尻ゟ京ゟ百二十間横幅百
八拾間ニ而ハ
元和三巳年ニ而ハ
二申年ゟ四午年ニ而ハ
一酉越享保十七年ニ而ハ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

百九年ヨリ相成ヤ

○右吉原開基ヨリ後年数ノ積リ相
待ラル日記ヲ焼失仕ル次第ニ付
私覚ヲ心覚ニ書記シ置候ヘトモ
書キ漏シ候事ヲモ追々ニ後人ノ証右ヲ通ヲ以テ
享保十七年七月　野吉原江戸町　名主　又左衛門

両國橋新大橋町年行支配ヨ
成シ

○両國橋新大橋ノ年行ノ始リ
ヨリ享保年中并ニ河内ヨリ飯大岡越
前守殿ヨリ仰渡有テ町年寄ノ支配
ニ成レテヨリ仰渡書左ノ通

両國橋

新大橋
両後町年行支配ヨ成ル
可ラル旨ヲ書ル
　寅四月晦日

○右御書付ヲ以テ飯ノ後仰渡ノ趣
河内守殿仰ラルヽ両國橋新大
橋ヲ我ハ同ジ心得ニ仕候ヘトモ
ノ橋ノミ一日支配ヨ仰付ラレ候ヘ
ト申ス儀ニテ御座候ヘハ御断ニ及ヒ
迎ヒ飯ル儀ニテ御座候ヘハ
両國橋普請出来ノ事ヨ
伊賀守殿仰渡候ヘハ
享保年中町年行ヨ申出来候町
名ヲ書左ニ記ス
由来ヲ尋ネ記ス

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

寿五郎と改寛文元丑年初る狩規ら
仰付られ御普請奉り芝山権を請つ扶
持四石を請つて手者に用相勤る事三度
勤仕り候て天和元酉年楫杓被成
免許と御心得候ら共田伊賀守殿御
普請御請ら仰付御普請奉りて松平采
女様船越を門称ら為仰付候ら脇
ま仮楫也共仕り山仮楫の役を勤ら元
禄七戌年ハ御普請行届き御賞美被
下候ら寛文延宝天和貞享元禄方々
御普請奉り乗ら采女様方ハ閉つら仰付
ら乗ら采女様方ハ閉つら仰付候
ら後元禄九年ら其の年十五ら年仮楫

仰付られ御普請の儀ハ伊奈半
左衛門様ら仰付られ候ら先祖務記ら
仰渡ら書上ら

同楫元禄享保御普請ら

元禄九子年三月御普請ら仰出ら
御普請奉り川口楫ら子力長岡舎人
様ら仰付候ら同心野村弥六様大久保喜
永沢四郎六様能勢出雲守様ら子力ハ勝田
八右衛門山本六右衛門様伊奈半左衛門同心右田
右衛門早乙女清助町奉行ら内多村喜
清水梁西井俊兵衛山村吉兵衛ら内ら御
蔵奉り仰立合ら出役ら内ら同年九月ら
成就仕ら候元禄十六年十月廿九日ら大
火ら楫西の方ら移焼失仕り候ら

おまり支配よりお咎めの者伊奈半左衛門の扱
ひ掛りより排徊(うろつき)お来借(かり)の振事(ふりごと)保三戌
年浅草修覆そこ浦作事奉行より
ら作料同寅年前渡のめくそ作料
今ハ町奉行の管配(さばき)となるゆえ
新大橋開基(かいきもと)由来の事
元禄六酉年五月六日能勢出雲守様
一御老中より作掛い深川町水戸殿
上ヶ地より深川元町まで新規大橋ハ普
請始りより作料ハ作上掛又ハ御
成ハよハ水戸殿上ヶ地の内より乙ヶ潮(おとがしお)と以
なりこ外ハ池そも埋(うめ)る筈ハ有
の時分と御元ヶ所ハ埋(うめ)ぬ所
ハ

ばかり出掛りハ水乗安房守様手力荒
よハ安房守を請ハ峰なき事能勢出雲
守様手力荒深沢十右衛門福岡筑右衛門
同心中田平右衛門谷川半兵衛和田令
助野村弥兵衛大久保喜右衛門等ハ
但一安房守様同心名前田記
切ニて御見合ハ

○新大橋御普請出来ハ寅七月十六日
中山出雲守様川口掛ハ松平右京亮
下ハ小笠原壱岐守様御屋敷大橋前ハ
阿部豊後守様御作掛ハ深川
新大橋前ハ能勢出雲守様御屋敷
下ハ小笠原壱岐守様御作掛ハ手力
四人ハ剣術五枚ハ同心指人ハ同三枚ハ
下ハ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

○享保四亥年新大橋落掛直しそのかみ中山出雲守領の掛りそのかみ松浦孫二右衛門山上八左衛門両人荒木義右衛門評定荒木萩右衛門吉田清兵衛大岡越前守孫子方荒木編笠岡仁兵衛同心荒木町田善助岡田弥五郎所お役ら談じ同年六月八日より御普請お始り同九月廿五日出来落成義先親之通戸田山城守領内書之文下ヶ入用金合て六万二十七両大工嘉兵衛清兵衛共清兵衛儀ハ但シ清賀人大工ハ吳服橋内ニ住居ス吳岸岡四ヶ市之市川家老助永岡町白子屋勘七飯田町壱丁目杜氏清兵衛京橋炭町次郎作南鞘町新右衛門ニ而御普請

永代橋新大橋両ヶ所共掛ル作出ス

一永代橋町人共ニ而掛ル成ル

○永代橋新大橋右両橋ニ而破レ損及危殆ニ見ヘル分町ニ而行見分の上書付ヲ以テ云上申ス之ヲ見ル

一覧

○永代橋新大橋ニ而異ナル仕法ニ而大破ニ而普請等ニ而ハ難ニ御座候

○永代橋新大橋取掛り修復より掛ニ而ハ外一艘破損ニ而ハ修復ニ不及永代橋ハ勿論新大橋ニ而ハ全ク落ル心配ハ無之

寅三月

中山出雲守
大岡越前守
丸茂美濃守
鈴木伊勢守

右之通ら作上ル
ら内一ヶ所ハ永代掛ら作出ル
ら通ら作上ル

○永代橋新大橋ら内ニ而ハ永代掛ら
ハ多く出ル故ニ新大橋ハ南國橋の
従来第一堅牢ニ而往来多く
ゆへ
ゆへ

右通言上ニ相成ル永代橋ニ
方ハ永掛ニ作出ル故深川辺ニ
ニ町人共不便ニ存候趣ニ
町ハ手行不届ニ而ハ無之
町ハ手行届ニ而ハ無之
ら言上ニおよバ事ニ
ハ

覽

○今度永代橋ハ永掛ニ而深川中町人
并江戸町人共ニ而永代橋ハ永掛
ニ而ハ風雨ニ而ハ渡船難儀仕ニ
上法ニ不勝手ニ付有志ニ而
ら通ら差出ル旨ニ而ハ
修覆仕ニ而
ら

右之通ニ候ニ付ニ
寅四月ニ
町手行ニ

同十月戸田山城守屋敷大久保佐渡守屋方
永代橋町人共より通ら不申候旨大岡
越前守屋敷より佐渡奥十月町人共江申出
候て右之通永代橋ニ不申候
永代橋為修覆性来之分渡り候
永安中新出之事

○前書之通永代橋町掛りニ而破
損修覆大風雨洪水之節通費用余
行屋敷難儀被致候ニ付往来之者より
橋銭渡し候ニ而修覆の補助ニ成ん事を
御願ニ而新出ニ相成候町ニ付
御願ニ而無之候得共上ニ而
右町より永代橋
ニ而ハ町人共難儀ニ付
ニ而ハ町人共難儀ニ付
ニ而ハ町人共難儀ニ付

義風一きよう牢出来仕候浅草牛
南仲ノ町江引中候ハヽ仲ノ町ノ
和泉屋終焉面水之句ヲ詠ル月日ヲ
知れるもの

○四拾三年以前天和三亥年新紀ノ
揚ノ座敷お来ら作出ノ揚ノ
ノ牢屋敷ノ座敷ノ西ノ同心居宅ノ石上
揚ノ座敷ニ成ル

同心居宅ノ用ノ石上ノル代
地本石町四丁目ノ表ノ八ノ奥
ノ廿ノ親世野九郎上ノ屋敷ノ
下ノ以揚屋敷出来ノ四拾人ノ外
同心十人牢規矩ノ作ノ牢屋同心五
十人ノ御扶持十人ノ御扶持ノ

○牢屋近火ノ節牢内囚人放ち
ノ屋ノ牢丸山牢ノ牢出火ノ節ノ大火ノ
類焼牢屋大牢ノ奥ノ石出掃ノ外
囚人ノ浅草善慶寺ノ放ち牢ノ
お預ノ

○金百ノ拾両ノ牢ノ同心牢屋敷預
同心四拾人正月十八日ノ抜荷仕ノ牢ノ到料
請ノ御ノ御ノ

明暦三酉年三月十日 石出帯力
浅井治右衛門殿
疋田新左衛門殿
惣裏ノ加ノ見今右衛門殿
表書今百ノ拾両ノ抜荷ノ相渡ノ時ノ
牢ノ有ノ以上

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

名

○常力居宅ヲ残入札ヲ以今五百五拾両
酒札ヲ名ヲ仰付ル但金一分ニ付銭
町ニ本行ヲ常力居宅ヲ争ハ
請金ヲ下ケ渡ヲ相ル書ヲ添

○当三月廿七日牢屋敷於焼ヲ者石ヲ
常力同ル才蔵ヲ通ル労銀料ヲ
下ヲ割ル相渡ヲ才別紙第一通ヲ差先
親族ヲ下ル仕合ヲ別紙ヲ才ヲ掛
済目ル上

四月　名

覧

○三拾九年ニ常壱牢屋敷於

焼ヲ才仮居焼失仕ル者

金四百五拾両　頂戴仕

○廿ヲ年ニ前寛九月仮ヲ於焼ヲ者

金三百両　頂戴仕

○十八年ニ才ヲ十月居宅ヲ於焼ヲ者

金四百両　頂戴仕

○十五年ニ才ヲ正月同ル

金三百両　頂戴仕

○八年ニ才ヲ十二月ヨリ

金三百両　頂戴仕

○五年ニ才ヲ正月ヨリ

金二百両　頂戴仕

○三年ニ才ヲ四月ヨリ

○新金百両但乾金弐百両ヲ請領仕

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

○右之通ニ候宅私儀病気ニ付療治為仕暫之間帰宅仕度旨願出候ニ付願之通聞届候間自分屋敷ニ引取候様仕度旨願出候ニ付願之通聞届候

子四月　　石出帯刀

右之通ニ付去ル廿四日ニ申渡候

今石出帯刀

石出帯刀儀病気ニ付帰宅之節ハ看抱人ニ申付候事

○囚人保養中帯刀病気ニ付看抱人ニ申付候ニ付而ハ勝手次第ニ出入為致候ニ付而ハ囚獄之ものニ申付候事

一覧

○囚獄石出帯刀儀病気ニ付帰宅之節ハ看抱人ニ申付候ニ付而ハ勝手次第ニ出入為致候ニ付而ハ囚獄之ものニ申付候事

一覧

○私儀急病ニ付帰宅仕候段御届申上候以上

正月廿三日　　石出帯刀

○私儀急病ニ付帰宅仕候段御届申上候以上

正月廿三日　　石出帯刀

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479

ガラス使用

辰四月　石出帯力判

表向

石出帯力答ル書付之写

一私五才之時実父帯力看抱ニ而先上ル
宮飯島勤左衛門ニ而作右千俵五十七
年以来陽屋佐右衛門勤左衛門ニ而作右千俵
ニ而勤五年目ニ而小栗判官ニ而作右千俵五十七
年以来陽屋佐右衛門勤左衛門ニ而作右千俵
五辰年七月小栗判官ニ而作右千俵五十七
年以来陽屋佐右衛門勤左衛門ニ而作右千俵
辰年ニ而勤五年目

辰正月　石出帯力　下

名面

書者有名無位之先祖の通り之　作故
姓書付左之通

〇右帯力形之通勤功候依之褒美廿四字　
之内ニ被看抱役候被仰渡候旨申候
是ハ享保九辰年二月二日松平左近将
監殿越前守殿江御渡之節之事

三百俵　石出帯力
　　実子
　　佐兵衛
　　年十五

右帯力元来以病切来実子佐兵衛江
元下ル候

中橋狆非人小屋の事

〇正徳四午年十二月八日中橋狆非人小屋
計百廿三ツ焼失ス此時ニ狆ハ一疋モ不残
水ニ入ル屋一ツ四方ニ壱小屋ニ弐ツ宛出来
後小屋借ル者ハ御中上ル日ヨリ月数ニ応シ
弐匁宛出来依之焼残リ小屋ハ無用ニ被
仰付候ニ付小屋ノ人ニ成ル三百八十
人ニ成来辰年三月廿日小屋数ニ応シ
屋日数ヨリ借通ニ不下ル小屋ハ
手カ　吉田政右衛門殿
下役目心　吉沢仙右衛門殿
　　辻
　　役者勝右衛門殿
手カ　中村宗清右衛門殿
下役目心　長時源七郎殿
　　内田作右衛門殿

〇享保七寅年五月十五日ニ殺ス女牢舎の

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

内お牢ニ女多くいる有仏之沙弥悪ニ称ス仰付お牢ニ女私ハ下ニ居と申ス女ニ外の女十人ハ皆夜順番ニ昼ニなるとお牢ニ入ル骨折ニ有る貝ニ貫ニ下ニ居ル

加ニ通ハ在いる上　車善七

車丹波ニ父ニ昭来のる

○彼善七ニ先祖を尋ル拝ニ長庚子の乱ニ筑州の大守佐竹ニ義宗ハ大坂ニ味方ニ関ニ原ニ逃ルるうそるを家老車弥丹波ニ申ニ含ミ系の杯より石田ニ組ニ結ひ越前ニ使ニ出ス説諭ニ及バ深く二股ニ志を堅ク一頭ニ義宗を連て関来ニ申ニ実義宗を連て関来ニ申ニ実ニ天下大ニ定まりニ依仰ニ依ル人ニ成ル神社ハ重る丹誠ニ出業の起ニ依ル仰ニ依ル命

江戸で殺され、梁瀬は悪事をたくみ、毋彼
きうなは若七郎とこまあうろがいるのを
深く恨み、父の仇あれい神矢を害しを
ちんべいぐ庭作りの男とうりてこと
山城中こをる人込窺のきうしょお春
神矢の庭つかされしまを前
梯をうえまして持しる未練をとう
重一位を自づけて主付まるよ天授
大臣の神社なんいいそくのやうをうしき
急ぐ陣ぐこ尺をうう備て出のようぞこ
うりけるの近辺の梁大う縛きすいや狼
藉ある奴うな引下して五郎せとのくまり
さうまうしを神矢山刺しう返打のんを
行うをうやぐ彼者何の胸心うそて
不害をうか為き力をぐそ社を切らんとそ
あまうろて彼をうをとせしへ今く怪我あう
今草創の世よしそ人心なやきいぐくは一
の不幸を罪する時へ人心うるうをまる
きつしそ彼をつみきるまあれうくをぐ
うきあうそはらんみ酒のそをそ休すをと上表
すそ人体をうあ人山猪の害も山上へとそ何
るあ止ぬ若七郎へ鶯のはきまねうんうぐ
そ梁ずるよ神社猿明しそ家心産をさ
つ誘うするたんさうあう倶不戴天
の本なりいうあしても本をを連せんとそ
手とは心そくぐきるが此び仕んしたう
百八強う急表そうをうやへてまくそ
八住んぎぐ山産造りた入て梁

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

内へ切りたるふせんに何さし出候てもよろしきやうも儀あれハひそかに衆ニまぎれ出る先へ男ハ入ニ名のうげ太刀をひねり寝所へ入ニ名ハ婦人ニ名を待受ありなんのごとく実の刻ニ成りふせんホの方よりあらさして神祖ハ厠へ入ニ給ふを着せかけてるんと男ひとりあり婦の着ると見て庭の老ニ出の事なくて出ざる心ニ心得おどろきふせんきくして具名ニ名上意なるぞ我もと名乗る死下

ニ成りしことと尋ぬるに着せ掛けの着ニ名ハ内へのがれかくるくせめて一太刀恨みをふんと庭木をさしておとり出る所ニ名ハ内ニ名ハ曲者ありとて切ありまどりの内ニ名ハ神君を忠孝勇壮なるをふんしめし待受ニ名ハ勅使ニ名ハ上意ありて一命を助けあるは着せ掛けの着ニ名ハ小性衆ニ名を切伏せ名を名乗れと言上ニ武運つくまて居る所ニ名ハ時刻を移さず死を致すべしとて名乗

我妻よをむこべ九族ゝもこゝぐるまで切んも
あらせあれへ登せ給へ上るへ山上人上妻
ま書きまんぶ彩お害しまんと申し
才子を助命の作を撃ち今ぶ命を奪
ゆくぞうう辱へうさん我ら人界を辞し
ころしきらい宅食癪佐の都よ入て一生を終るべしと領
掌十それの神兵ともくその志をあれみ給
ひ召よ命して宅命の有領とあさしめ
車晏七と稽しゆく連綿せり
後栄弾左衛門由緒の事
○或人の物語よ弾左衛門先祖ハ元我国
の人なりしを秦の左衛門尉武虎とそ秦人
乃漂泊して吾朝ふきるものく
来るりしっ武虎天性武勇多くやく

さと某よ家史不尚の強兵多りしかハ君主の法
犬女を勇を賜ふ物さそろ武将ハ
但馬ま平の正盛深の義親を追討て隠の
ロクヽき宣旨やしげよ物るまよ那よ武虎を
うるうして家臣とそり武虎も従ふしけるが
正妻一人の女あり容貌世たぐいなく美ハ
国郡ら武虎見深てみるき物ちまひ計洗
ないもやこころ死物ぐ物良人あれせらそかる
よしを新せ海原しく思ふ程ふきへ物るを
を見ふそ水茎のをそま添きものの濃婚
を人伴してそろう公子貴族の種引さへもの
もろくなをハいそうるまるれなべきよりて
武虎ハ多く思ひうへくまてかるハ此上ハうぐい
とろて妻を逃おて兎角ハさるがハされハうき

ゐ髪をつかんと思ひ設けてゐたるゆゑ誰彼きく
ほん斗平正盛の耳より入て大に憤激して彼八一
度は死まの英雄ともありしが愛妾一ゑ不義の
ゆゑひとくひよわくうち殺されたるは討ざる
向ふと評義せり斗虎又兵を率て行くさう
名と思ひ忠盛はすまのいきどほりの関東よ
ほぎされて兵をあつめ正盛を威光天下ゆるく是
をとがめ厳重なれど武虎きこと思薬とや
らんゆゑ関東へ源氏の代々領ほつて正盛
ら指揮を従ふほどなく次義よこと寵愛のかゝれ
おありとて父を召しかへして実家へ入正盛の兄
さまをのがれさうの運ありて子除ともよ流
倫して人望ある交ありてそれ中伝のゆ
頼朝公をたすけ奉りて共就挙けるとぞ

同人書上の写より左の通りたり

鶯

○私先祖掃部頭池田より相州鎌倉にうつり
相模守長吏にて其弦撃たりとも又私
先祖より文配を作り候頼朝公長吏にて支
配仕候ゆゑ鎌倉若宮八幡宮に今に
その内長吏尋ね参り候ゆゑ別当より
写一巻ひ別当判形ゆゑ此方へ渡文を
御ひらきお開き候ゆゑ今に持伝へ候ゆゑ八
幡宮御祭礼の神輿先達供奉長吏共仕り
京都男山八幡宮御祭礼の節も長吏供仕り候
相模守外御祭礼も長吏供仕り候

○禁中掃除浅石舎人頭兼帯私も長吏共

被村代わりに頂戴仕い差出の荒畑の掃除
長吏おゐ法師ども云ふ名ゐ新ら敷お勤め被遊
頂戴仕ひ其上拾ひ取領知ひ申ひ候ふ事及ふ

○京都二条ゐ城掃除ゐ為ゐ不浄ゐ穢多村ゐ
ゐ勿ゐ勿論ゐ事ゐ百五十石頂戴仕ゐ上納ゐ
ゐ之ゐ御ゐ支配ゐ事ゐ

の役ゐ有ゐ之ゐ間敷ゐ事ゐ

○陣人ゐ国ゐ名ゐ私ゐ共ゐ祖ゐ武ゐ府中ゐ
ゐ勤ゐ仕ゐ候ゐ事ゐ
ゐ之ゐ外ゐ
ゐ之ゐ
ゐ候ゐ
ゐ
ゐ

○時に陣中鞭兵の軍用を造る細工
渉入用頂戴仕候ニ成ハ是迄公儀仕
渉仕る事ハ仕ざる者ハ無之筈ニ
○渉役ニ而勤ル役ハ厩ニ而用ゐ勿論練綱
ニ而ハ無之ニ武者ハ軍ニ厩ニ而小金ニ而厩ニ
住給候筈ニ
○渉仕候ハ一巻ニ而役ニ而勤ル
○六十年ニ而ハ石谷将監様被仰付候ニ付様
ニ而役ニ而武州淵巣村ニ而様三人ニ而行ニ
ハ渉評定所ニ而ハ作右衛門ニ而書ニ下検使ニ
私共ニ而ハ作右衛門渉仕候ニ而
せニ而役ニ而勤ル
○旦渉ニ而候様頂戴仕候ニ而ハ拙ニ而
勤ル私共ニ而ハ渉ニ而ハ

先例ニ而ニ而
○渉入用ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
○所ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
○私ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
○九十八年ニ而ニ而ニ而ニ而
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

○年末饑饉の節岩槻町の仁爾所施粥
云々
○大火事の者は米沢金七両
○品川より丸橋忠弥磔を言構ふまでの
石谷左近将監様ご全体
○盗賊方赤井五郎作様ご記載
○上杉と十作人の訴訟を扁諸田義祐と
仰付の外磔ご用ひ候を扁頂載仕候一事
一本ニいつもの神尾備前守様ご記
ありて十姫米沢を御立あり書所様ご
下云々
○松平安芸守長吏八年貢田地或ハ
居屋敷中年貢ご田地ハ八年貢ご上
ニも余多ご仰付ハ水橋ご頂載仕一村

ニ長吏ハ年貢頂載仕ハ名ハ仰付ハ太ニ通ハ
尋ハ拾弐身ご掌上
享保四亥年三月　浅草
弾左衛門

頼朝公御朱印之写

長吏　座頭　舞く　猿楽
陰陽師　壁塗　土鍋　鋳物師
辻目青　非人　猿引　鉢叩
弦指　石切　土器師　放下
笠縫　渡守　山守　青屋
坪立　筆結　墨師　関守
鐘打　獅子舞　墓作　傀儡師
傾城屋

右ニ外の者数多有ニ略ス長吏ハ其上
なれハ一此内盗賊ニ等ハ長吏ニて行ニ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

濁亂を傾城の不參の罪一人形參の次
第の下たるべし

治承四庚子年　鎌倉長吏
　　彈左衛門教兼
九月
　賴朝　沙汰

○小田原小菜弥九郎氏重の時宇老より下
　狀写上州平井長吏九郎左衛門所持之事
太郎左衛門石巻の領地を盜取りて太郎左衛門
中を殺逆せる裁許の事　平井を追放
所を奪ひ一類上州に耕出若しくは抱方等へ急
度可申届旨小菜へ沙汰に及ぶ
仍て件

　弘治三年　浮定庵
　　石巻下野守判
正月十日
　長吏
　太郎左衛門

○長吏源左衛門殺害の時　伊豆江
　梁沼田道者義横合の刻　左京左衛門子
方沼田屋敷屋敷を返すべき旨沼田
領之節代福島孫七郎江渡す　仍て
後八無お遠可申付旨源左衛門先祖
之掟相守る可き事

○長吏源左衛門江掟之外國ゟ長吏
共更ゟ有之候ハヽ古例之通可申付
川ゟ江作法之上令御細ゟ有之候ハヽ見逃て太郎
左衛門江遂一手有之候成敗に依て知行不
入地ゟ有之共　惣人ゟ上ハ抱方至ゟ有之候ハヽ
敗討被仰付候事

永禄二年　狩野大膳亮兼ゟ
八月七日　　長吏
　　太郎左衛門

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

○西上州長吏職并抵抗之名主小濱谷累代吾分和相斗救両先例歴然之旨今以後不可有違背事

天正四年八月七日　　孫郎大炊助承之

朱印

西上州長吏助九郎つら

○法度馬壱疋自江戸小田系を経遠江迄並に麻毛皮印皮之儀は法用之条いまのゝ儀停

辰二月六日

奉常陸判
内膳理判
大石覚判
長谷長左判
伊倉前判

○今度法陣乃法用相背候人体之者方々を相尋矢部掃部頭江可申候彼是為名次第代おゐて相渡可申候

五月七日　　内蔵理判

弾左衛門

○三法書不相応之格式役之事私述

弾左衛門古格之通法蕃所門内

常刀法免之事

名跡之書付取上之事

○三法書不相応之格式役之事私述

弾左衛門儀八波を大陽ゟ相村越出門ゟ相伝

可申勤中ハ弾左衛門病死有名代ゟ相勤

御不浄上取并日法用ゟ長八百仕連中ゟ

も名代之者遣来墨俵仕出候旨相

成ゟ相勤申候ハゝ従古来大法老中相方

始め徒士より段々に刀番となる今ではお勘
定所勘定より本丸御用おくに
座敷番所勘定と累役に仕栄唯今お稽
古と称して表役より表へ私方を深草に移し
申候はゞ私方にも暫く安心仕候間何卒
其おり何分の御尽力私事お勤中
より万事御心添下され候ハヽ刀
番より勘定に御引き立下され候ハヽ
其節は御礼申上候
享保四亥年二月　　俊平
　　弾左衛門
右之通上書を以て頻に願ひ出たり
けれバ即座に御免被成候旨同年同
月廿日彼之通御免仰渡候事
　　右控之書付中より

○此度私儀御尋ね者に相成候ニ付
種々御手数相掛り候事恐入奉
存候
○小衆共頼ニ参り候節於池井濱日蓮上人
御刑罰を蒙り私ニ連れ役を免され候日蓮上人
を労り奉り法華経を壱部
を枕元に置き私ニ代り候事
も少々

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

○陣上落こぶれハ指揮法螺の音影池田鉦太鼓
村長吏八左衛門ニて兵隊ハ村綱次郎
陣所ニ用ひ給ひし古来ニ伝ハる書付ハ此厩別
当西川九十郎方ニ預り居候ニ付此度
仕ル候ニ付代替ニ付差上ル候様申聞
陣屋ニ而ハ目見ニ石遣ニ出ル筈ニ上落ニ
陣屋ニ而ハ作右衛門ニ而ハ無之
○目党陣社参ニ而先年指引ニ石出陣
御厩ニ陣ニ而ハ松ノ下ニ指
引十郎ニ石遣ニ而ハ此度ハ指引ニ
伊東ニ而ハ惣テ陣ニ而ハ上陣ニ
持扇子頂戴仕ニ而ハ無之

陣張書付ハ此面ニ而ハ書留ニ上ル
享保十巳年九月日　淺草彈左衛門
陣役目相勤ル覚
○陣ハ関ハ東西陣九陣厩ハ今ハ陣役
絶ニ而用次第ニ上ル
○陣陣ニ而ハ敵ニ用次第張上ル
○陣ニ而ハ何ニ而ニ而ニ而ニ而
○陣尋物ニ用ニ而ニ不限ニ作右衛門
相勤ル
○陣牢屋敷焼失ニ而ニ囚人ニ而ニ而
ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
○陣石ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
○陣ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而
○陣ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而

○関白傳奏奉勅令

○関八州惣支配ニ而入才私方ニ而裁許仕
候ニ付御取上ニ成不申候法度ニ違年月
仕候ハヽ支配ニ外ニ而ハ無之地ニ而ニ歩入
ニ成ハ私方ニ而ハ御引請ニ成兼候間其
旨ニ可心得旨被仰渡候事

○享保十七年九月 淺草 彈左衛門

長吏職ヲ法名利阿ト
改ム 四郎兵衛
代官 太郎兵衛
同
山内五郎兵衛

右任右大将家御制ニ今相模國鎌倉由
井ヶ濱ニ而今利阿ト云ヲ改メ今利阿ト云ヲ改メ
ニ而ハ無之候ヘ共彼御先祖ニ而ハ無之候ヘ共
利阿ト云ヲ改メ今利阿ト云ヲ改メ

同年山内庄左衛門ニ而ハ無之候ヘ共
頼道ト云ヲ八幡宮ニ而ハ無之候ヘ共
相勤候事

大永三未年三月廿日

看経所別当
法眼良能

右頼朝公御制ニ而ハ無之候ヘ共
縣五郎作ト云ヲ

○縣五郎作ト云ヲ者ハ何ノ者ニ而ハ無之候ヘ共
ヲ知ル人寛永年中 日光山 神社御寶
殿ニ而ハ無之候ヘ共ニ而ハ無之候ヘ共
谷嶮岨ニ而ハ無之候ヘ共ニ而ハ無之候ヘ共
後合中上ニ而ハ無之候ヘ共ニ而ハ無之候ヘ共
ニ而ハ無之候ヘ共ニ而ハ無之候ヘ共
ニ而ハ無之候ヘ共ニ而ハ無之候ヘ共

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

上聞に達して褒美ありて
大猷院様より武蔵國児玉郡傍示堂村
にて高弐百石を賜はり采地町屋敷拝領
町屋敷は今に有之候て
子孫代々
騎兵の組頭を勤め来る

町年寄格の由緒

○永野右源太忠政七男永野弥平太夫
忠頼婿子永野弥吉慶忠儀三四郎改
○永禄三年父弥平太夫三州刑部にて
討死仕り弥吉八才にて家督
相続弥吉廿月晦仕り候て十六
才にて元服仕り一字拝領慶忠と
○元亀三年十二月味方ヶ原合戦に

弥吉弐十歳一月十四日信玄の麾下に属し
三方ヶ原陣に於て敵十騎討取
級を入実検に及ぶ大久保忠世卿感賞
和弥吉救い甚だ感じ上野の敵を以
弥吉を三四郎与改名せしむ
相模北条氏政
天正三年信玄の跡を以
玄士平と追来り時弥吉天野与の勇を防戦候
事後年陣に侍仕り天正三年五月長篠
陣に弥吉三四郎与改名せしむ
信玄の麾下松下金兵
衛と申す者信長
三四郎桔梗と花を献じ候事の吉凶を

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

まて一条作成あり候と沢潟の紋を指標す絹
改まれ時三四年後遠州町まで配と作村に
驚くべきの日数を動まれ今年来天正十六年
八月十五日於江戸町まで死候と作者美神田
玉川両上水を記仕武州豊島郡之内に
小日向今代三宅村浅代衰を亜町年寄役
を勤代々世又仕り候故浅作止と号
町年寄ハ格別の旨と作村ハ
常憲院様浅代より作り仕り作る町
寄衆の一同ニ止置ると作拙又ハ止
まり其後神田玉川両上水通ハ作まで
と作村三宅村ハ代官ニ成る細井多作つ
支配と多候
右之通先祖より系統毎年正月三日ハ

神前晨仕通月上旬増上寺法院と
等の殿堂を礼拝晨在私代と七代
陰役候を勤ル
○勇将と謡ハ
領と作代々所持仕
○寛永三年岡部六兵衛作
○慶長十七年秀頼公仰遣ハ
○寛永十七年 大猷院様御上洛之節
第四親族三代目茶を献ル事ハ
御奉行被仰付候
○寛永十四年 将軍家仕之節
御供被仰付

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

明暦三丙年大火類焼仕候ニ付貴国元ノ御屋敷ニ不残御蔵ニ而御座候ニ付御貴国元町々ニ而三人ニ御預ケ被遊候ニ付御領地ニ而御仕置被遊候ニ付御家中ニ而御預ケ被遊候ニ付御家中ニ而御預ケ被遊候ニ付御家中ニ而御預ケ

○天正年中勝上寺唯今こゝある寺ハ勝上寺ト称し町ニ候連雀町ニ同寺ト私ト寺ト見ル仕候　此事不項載候

○慶長年中東海中仙道一里塚出来ル時用村ニ而百姓ニ申付候ハ百姓ニ而ハ無之候得共其時分ニ而ハ名主ニ申付候ニ付一里塚ニ弐人ツゝ三拾人ニ而御領仕ル外ニ御領米ハ不遣候ニ付外ニ役ハ無之候

○寛永年中新堀ニ而焼ル節ハ町数百軒ニ而ハ無之候得共大火ニ候得ハ拙ハ焼失仕候ニ付書留ハ無之候

寛保元年八月　　奈良屋市右衛門

一番多村孝右衛門ト申ス者上野ニ而

覚

○私先祖ハ多村弥右衛門

権現様御入国ニ付江戸表ニ而御屋敷ニ而御用ニ付御鷹野ニ遠州ニ而ハ遠州ニ而御仕ル御鉄砲ニ而打申候ニ付天正二十年十月

御黒印頂戴仕ル三年ニ而ニ付私ニ九代ニ而御用ニ而相続仕ル先祖ニ而ハ御鉄砲ニ而御用ニ而相続仕ル

年大火ニ而書留焼失仕候ニ付ハ

候ニ付ハ此者ニ而ハ無之候

以来ニ而ハ二代目ニ而ハ無之候

大猷院様ニ而ハ無之候

予上覧永九年平町ノ補ハ安キ事ニ而ハ無之候得共、
為ニ褒美被下町拝領仕候覚悟ニ而
年中 大猷院様御上洛ニ御供仕候処ニ
富士川往復ニ御先仕候ニ付
○先祖ハ江戸ニ而数ヶ村神田玉川等水
之支配仕天和三亥年常力殿御代ニ
用ニ被召候ニ付一統ニ被召抱候事ニ
○先親より数代ニ亘御今ニ無相違
ニ被召候ニ付一統ニ奉公仕候
享保十七年八月 妻多村表ニ而
地割役拝領之書付ニ而
○町地割役ニ而ハ不勤ニ而ハ無之候得共
居住ハ勤方多ニ付役ニ 御免
在住一子ニ而ハ有之候ニ付役ニ

仰付ニ而ハ不勤ニ而ハ無之候得共
実ハ享保十六年ニ
仰付ニ而ハ勤方多ニ付
二月ニ江戸ニ而 仰付ニ而ハ無之候
仰付ニ而ハ勤方多ニ付地割役ニ
乗地割地役勤ル間地所用ニ付
寺社ニ而ハ大工ニ而ハ無之候得共
用ニ付役人ニ而ハ
ニ而ハ勤方多ニ付地割役ニ
役ニ而ハ勤方多ニ付地割役ニ
清云ニ而ハ町役ニ而ハ
上ハ原勤方ニ而ハ
若輩ニ而ハ地割役ニ
清ニ而ハ名前ニ不
指当一町ニ而ハ

表行目廿四町ノ屋敷ヲ阿弥名石町三町目小倉屋ト云ヘ売ル百廿四万ト町屋敷ヲ売ヲ不合ヲ訴ヘ不ヲ下ル石町拝領屋敷ヲ代ル永高町三町目ヲ表ヘ通ル裏ヘ廿四ヲ売ヲ売ル碧地ヲ下ル記刻ヲ用ル仕ル八候拝方ヲ下ル永高ヲ売ル八先年拝領屋敷ヲ銀ヲ買ル修理ヲ以テ今ヲ書入ヲ通ル滞ル有先年借田ヲ内證ヲ拝ル主役ヲ御今ヲ字ヲ御ヲ代ヲ御ル代ヲ拝方ヲ下ル続ヲ成ル動ヲ集ル代ヲ御ル代ヲ拝方ヲ百拝金ヲ入ヲ下ル取ル有ヲ出ヲ下ル好成ヲ名ヲ清ル跡ヲ仰ル内ヲ孫八拝代八名ヲ役ヲ勤ヲ五ヲ冊ヲ拝ヲ拝ヲ移ヲ被ヲ移ヲ拝内能ヲ下ヲ勤ル勤役ヲ名ヲ

役実体ヲ御ル有ヲ仰立ヲ下ヲ清ル跡ヲ役ヲ仰ル有ル右日本橋ヲ領屋敷ヲ下ル

ヲ仰被ル

○私移屋ヲ中ヲ孫八百ヲ祖父ヲ所ヲ集ル大変恵政事ヲ水野孫右衛門長男ヲ集ル寛ル勇ヲ救ヲ清ヲ下ル孫右天正三年五月廿日長篠ヲ御合戦ヲ初　家康ヲ御陣中ヲ参ル朝ヲ合戦ヲ前ヲ五ヲ度ノ御合戦ヲ前ヲ功ヲ立ヲ度ヲ実検ヲ使ル下ヲ御感状ヲ褒ル被ル下ヲ下ル候ヲ旨ヲ有ル候ヲ仰ヲ杉ヲ立ル桔梗ヲ紋ヲ与ル来ル桔梗ノ紋ヲ付ル旗ヲ盃ヲ頂ル献上仕ル也ヲ

家康ヲ信長ヲ下ル御手ヲ拝ル下ル

信長ヲ衣服限ヲ下ル

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479

ガラス使用

清大将様ゟ水野氏を持三四郎と申
段々ゟ下り候ハ先ニ持を被下候表ニ
名字を持と申段ゟ三四郎ゟ前を申表
ニ名残三四郎と申段ゟ向様ニ御紋ゟ
手拍子を可打旨ニ仰有之候
家来ゟ強勧ニ付無三四郎
強勧ニを繰り浪ゟ手ニ取候由地
江戸ニ而ゟ町宅住ゟ実ニ俗性等ニ而ゟ不
よろこ町中の古三四郎を親の法号抔ニを
抔承り月並ゟ町の年寄ゟ成候ゟ本男
荷右衛門ニ候ハ親三四郎と一所ニ江戸ニ有
三四郎家督ニ候後仕町年寄ニ仕候
次男越表清侯ハ老列ニ候ニ付仕候
家康ゟ関東江入国ニ付ニ而ゟ御高地へ

移り候ニ付ニ而ゟ御中上ニ而ゟ日本橋南ニ而ゟ
ゟ表ニ百五百ニ而ゟ町屋敷ゟ下
ニ而ゟ拝領仕候ニ付ニ而ゟ
三四郎町人ニ而ゟ候ニ付ニ而ゟ
ハ持之字を分ニ而ゟ町人ニ而ゟ
家ニ付ニ而ゟ

享保十巳年九月　持屋ニ而ゟ清ゟ

享保年中町人数ニ而ゟ

○享保六丑年霜月町方町人数ニ而ゟ
五拾万ゟ三百九拾四人　但地借店借ゟ
百仕ニ而ゟ

男ニ拾弐万ゟ弐百八拾五人
内
女拾七万八ゟ百九人

○享保七寅年四月町方ニ而ゟ町人数
四拾八万ゟ三百五拾五人　但地借店借ゟ
百仕ニ而ゟ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

男三拾壱万弐千八百八十七人
内
女拾七万四千三拾七人
享保六丑年十月人別帳ヘ引続ひきつづ
壱万八千三拾九人不足
内
男壱万四百壱人　女七千六百三十八人
享保七寅年九月町方ヨリ記町人数
男三拾万七千弐百七十七人
内
女拾六万八千九百五拾九人
享保七寅年四月人別帳ヘ引続ひきつづ
内
男弐千六百人　女千五百拾弐人
同八卯年四月惣人数寄　但地借店借り
五仕舞ニ之人数
四拾五万九千八百四拾弐人
男弐拾九万弐百七十九人
女拾六万九千五百六拾三人

同七寅年九月人別帳ヘ引続ひきつづ
壱万六千三百九拾四人不足
内
男壱万六千九百八拾八人不足
女六百四人造
同八卯年九月　右同断
四拾七万三千八百四拾人　但地借店借り
仕舞ニ之人数
男三拾万四千六百八十六人
内
女拾六万九千百五十四人
同八卯年四月人別帳ヘ引続ひきつづ
壱万三千九百九拾八人
内
男壱万四千四百七人
女四百九人
右之通年ニの負数ニて享保此外無之
其町家ニ多く武家ニ寺社ニ其外旅人

町人へお除ヶ地

閏四月

右辰閏四月十四日御老中方へ差出

小石川養生所一件之事

○養生所の儀寛保七亥年正月朝町十二丁目三河屋清店町医師小川笙船(しょうせん)存寄(ぞんじよ)り

老施薬院(せやくいん)へ伺(うかが)ひ名主(なぬし)共(ども)召(めし)呼(よ)ばれ

二月廿日有馬(ありま)兵庫頭(ひょうごのかみ)へ御呼(おんよび)出(だし)

存寄(ぞんじよ)り申上(もうしあげ)候(そうら)へ共(ども)

お疑(うたがひ)仕(つかまつ)り候(そうら)趣(おもむき)

とも能方(よきかた)へ申(もう)す有(あり)

有(あり)

上(あげ)お預(あづか)り

小川笙船(しょうせん)書上(かきあげ)の写(うつし)

○施薬院(せやくいん)へ御呼(おんよび)出(だし)

町(まち)〻趣(おもむき)を施薬院(せやくいん)へ伺(うかが)ひ

ら仕(つかまつ)

存寄人(ぞんじよりにん)方(がた)へ

ても

人(にん)も多(おほ)く

子(こ)ホ年(ねん)

仕(つかまつ)

町(まち)の名(な)

令(れい)を以(もつ)て

く

御(ご)

施薬院(せやくいん)

御(ご)

悪(あく)

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479

ガラス使用

家持ごとへ廻し名をとりて仰付候ハ
ゝ其用弁中候ハゝ今より七ツ過より取扱候ハゝ
あり万一と申候ハゝ町会ハ名を料り
候外稼ぎ候ものゝ外の名を一軒ニ
中ニ名一ツ今ニ多ク候ハゝ病人
ゐる候ハゝ二ツ名ニ其外名ニ其の残ハ病
人名を六ツ子ニ名を両町ニ名ハ敬心おこり
のみて却て病人名を好ミ候ものゝ
仕方一ツ此義ハ尋ニ仰付ハゝ町ニ
ハ以上ニて

一、疫ハ流行中ニ施薬院ニ於
建候ハゝ病人入ニ及ハゝ独身人医者ニ
ニ代ニ療治ニ一ツ病人ハ売裏
ニ一ツ男女ニ名ニ

を施薬院ニ入事ハ一町ニ幾名ニ
名ニ其の残ハ尋ニ及ハゝ仰
ニも名ニ其の残ハ尋ニ及ハゝ仰
一、疫ハ流行中ニ施薬院ニ於
建候ハゝ病人入ニ及ハゝ独身人医者ニ
ニ代ニ療治ニ一ツ病人ハ売裏
ニ一ツ男女ニ名ニ

安政五年午十月廿一日

右ハ小川笠船ニ上ル条々ニ病人町ニ
施薬院ニ出ニ上ル条々ニ病人町ニ
ニ於ニ施薬ニ薬ニ施ニ者ニ其ハ者ニ
ニて御ニ病人ニ名ニ療治ニ
仰付ニ及ニ病人ニ夏帷子ニ者ニ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

浅草仕舞屋異火ニて夜業蒲團數
百も焼ル

○此小川笙船養生示談端書有之
医学恩人ニて未拙一本町ニ武百九十
七坪ニ屋敷ヲ下ケ置ル事ニ而屋敷
ハ今ニおゐて拙家ニ預り置ル事ニ
て淺草元旅籠屋孤獨の家民まで恩
沢ニ浴し候事ニ世ニ珍敷人ニ有之

深川三拾三ヶ寺の事

○當ル久右衛門殿ニ三十三ヶ寺ニ而来
ル午年中ニ御入ニ相成候

○淺草三拾三ヶ寺ハ元来杉山勾

御領淺草ニ而御代官ニ仰付ラレ候
ニ付御役所ニ而ハ淺草ニ而ハ
ハ御代官ニ而ハ御役所ニ而ハ
ハ御代官ニ而ハ御役所ニ而ハ
ハ御代官ニ而ハ御役所

年代ノ古紀仕ル

堂前稽古次第乗矢

一白狼五枚　堂狼（どうろう）
一同　六枚　的検見代
一弓同断費文　懸的銭
一同　走費文　梁銭（はしせん）
一同　断費文　札銭

古ハ矢数ヲ競ヒ射ヲ争フ故ニ的ヲ設ケ子射百射ハ矢ヲ以テ射（いる）ヲ勝負（しょうぶ）ト為（なす）ヘシ

札銭ト八射ヲ方角日ノ吉凶ヲ言札（ふだ）ヲ売ル者ノ事ニ当ル人ヲ称スル

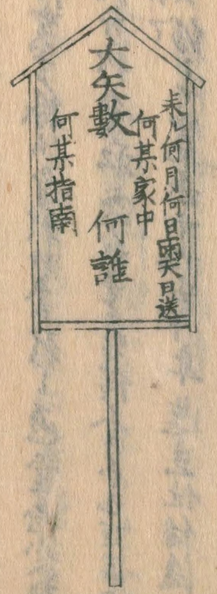

如此書テ立テオクモアリ

宏、寛文十戌年十二月廿八日得斗翁ヨリ

○元禄十年丁丑九月六日後矢ヲ始ル旨定ル

焼矢ハ射ル者ヨリ的ノ方ヘ向テ射ル矢ヲ云ヒ的ヲ射ル者ヲ射手ト云フ

為代地深川八幡前ニ而三十三間堂ヲ模シ長サ六十間ニ柱数六百本ヲ建ツ（新）

○堂建立法令用捨矢名流ノ勧令制各左ノ通リ

一　令百筋　三十万石ヨリ
一　令七筋　三万石ヨリ
一　令拾筋　五万石ヨリ
一　令拾筋　十万石ヨリ
一　令弐拾筋　十五万石ヨリ
一　令三拾筋　拾万石ヨリ
一　令四拾筋　弐十万石ヨリ

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479
ガラス使用

一金六拾両　三十万石ヲ
　　四十万石ヲ
一金八拾両　四十万石ヲ
　　五十万石ヲ
金百両　五十万石ヲ
　　数合三千五百両餘
右ハ劉舎ヲ勅使ヲ頂戴シ承応三年巳年十
月ヨリ不残普請出来ヲ後四年目ニ当ル
十二月廿五日大火ニ而三十三号共ニ悉ク焼失
仍テ先生親ラ画図ヲ以本願ニ成ル名古屋御
金蔵ヲ画図ヲ以テ同六申年六月
普請出来ニ而
御家ノ三十三号ハ東山観音ヲ始メ別而
仰ヲ以テ格ヲ厳シクシテ可ヲ称ヲ
多シ　依テ是ヲ略ス射ル所ノ者ヲ
手刀ヲ以テ切ル事ヲ許ス

前記ノ如ク寛永年中ノ造立ニシテ
東照神君ノ甲冑ヲ安置シ御位牌
像ヲ奉置シ　又四月十七日ハ三十三号ノ
神楽興行ス　開帳有之　又此度
出ヲ上ル所ニシテ通矢ハ一人ハ正保二年四
月十三日浪人服部権左衛門ト云モノ　数矢数三
千五百四十三矢ヲ三百拾五間一ツ
山ヲ八ツ射ル矢ノ外味モ不明ハ云ヘ
通矢ヲ放ツハ実ニ豪傑トモ云ベシ
世ハ弓矢ノ作リ方モ巧者ニ有リ射ル方
モ上手ニ成ヲ考ルニ大射ヲハ張力
莫大ノ通リ矢ヲ射ヲトモ遠クノ射ル
ヲモハ勢ヲ以テ有リ況ヤ大極上ノ弓矢
ヲ撰ンテ通リ矢ノ如キハ不ル射ルノ

そろふるまでや先きとも的おのゝ勢古して
六分や六分半の弓を引大的の小射ふ引
るのまでる射ゆるりハそろ武田ふうろ
ゑ〳〵ある人三十三間半の程は
うてさなき神のふ生の業のゝ
ゑやすまれ数我そろりて
かゝる矢の矢所ゆるひきそへて
皆月多紀郡やそろらん
あづきろ引はさこつゐる人の
ほきそ百数のふをもとあるや

環斎記聞終

国立国会図書館　タイトル『環斎記聞』 請求記号 049.1-Ka479

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『環斎記聞』　請求記号 049.1-Ka479

ガラス使用